ける廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の議員報酬額又は報酬額とし、その額が同年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る存続共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第百五十一条第一項第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会、同項第二号に規定する市議会議員存続共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあっては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。）に四・七二八を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。

3　前二項の規定により、第十六条の規定による廃止前の平成二十三年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令第一項及び第二項の規定により改定された旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金の額（同令第三項の規定の適用を受けたものに限る。）又は旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金のうち平成二十二年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。

4　改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金に係る第一項の規定の適用については、同項中「改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第百六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（旧法第百六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額」とあるのは「改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「改正前の共済法」という。）第百六十一条第二項に規定する標準報酬年額（改正前の共済法第百六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額」と、「旧法第十一章又は」とあるのは「改正前の共済法第十一章又は」とする。

附則第四条中「改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）」を「存続共済会」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

2　平成二十四年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法による年金である給付の額、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金又は同法附則第九条に規定する旧遺族年金については、なお従前の例による。

総務大臣　川端　達夫
内閣総理大臣　野田　佳彦

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年三月二十八日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第六十号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第三十一条第四項第一号（同条第六項において準用する場合を含む。）、第三十二条第五項第一号、第三十四条第二項、第三十六条第五項第一号、第三十七条第三項第一号、第三十八条第三項第一号、第五項第一号（同法附則第三十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第九項（同法附則第三十九条第七項において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項第一号、第四十一条第四項第一号、第四十二条第七項第一号、第四十四条第八項第一号並びに第五十条、同法附則第三十六条第三項において読み替えて準用する同法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第四十五条第二項ただし書、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第五十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第二項の規定により読み替えられた同法第三十一条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第四十五条第二項及び第四十六条第二項並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正）

第一条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二の見出し中「平成二十三年四月から平成二十四年三月まで」を「平成二十四年四月から平成二十五年三月まで」に改め、同条中「平成二十三年四月から平成二十四年三月まで」を「平成二十四年四月から平成二十五年三月まで」に、「〇・九六四」を「〇・九六一」に改める。

第十条第五項中「平成二十三年四月から平成二十四年三月まで」を「平成二十四年四月から平成二十五年三月まで」に、「〇・九六四」を「〇・九六一」に改める。

第十一条第二項中「平成二十三年四月から平成二十四年三月まで」を「平成二十四年四月から平成二十五年三月まで」に、「四百十二万二千六百円」を「四百十万九千八百円」に、「二百五十四万六千三百円」を「二百五十三万八千四百円」に、「二百三十万三千九百円」を「二百二十九万六千七百円」に改める。

第十三条第四項及び第十七条第二項中「平成二十三年四月から平成二十四年三月まで」を「平成二十四年四月から平成二十五年三月まで」に、「〇・九六四」を「〇・九六一」に改める。